

食安発 0323 第 1 号
平成 23 年 3 月 23 日

宮城県知事
山形県知事
埼玉県知事
千葉県知事
新潟県知事
長野県知事

殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

農畜産物等の放射性物質検査について（依頼）

標記の件については、平成 23 年 3 月 11 日の福島第一原子力発電所の災害の発生を踏まえ、食品の安全性を確保する観点から、3 月 17 日、食品衛生法に基づく暫定規制値を示したところである。

その結果、3 月 21 日までに、185 件の検査が実施され、44 件の暫定規制値を超える食品が発見されたことから、同日、原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力災害対策本部長である内閣総理大臣から、福島県、茨城県、栃木県及び群馬県の各知事に対し、別紙のとおり食品の出荷制限が指示されたところである。

上記自治体に隣接する貴県においては、食品の放射性物質検査の実施が強く求められていることから、管内で生産される農畜産物等について、上記自治体と同等の放射性物質検査を実施されたい。

なお、検査機器の整備状況等の理由により、検査実施が困難な場合は、関係機関において検査を受け入れることも検討可能であることを申し添える。

指 示

平成23年3月21日

福島県知事 殿
茨城県知事 殿
栃木県知事 殿
群馬県知事 殿

原子力災害対策本部長

東京電力(株)福島第一原子力発電所において発生した事故に関し、原子力災害特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に基づき、下記のとおり指示する。

記

各県におかれては、それぞれ次に掲げる品目について、当分の間、出荷を控えるよう、関係事業者等に要請すること。

- ① 福島県、茨城県、栃木県及び群馬県において産出されたハウレンソウ及びカキナ
- ② 福島県において産出された原乳